

日常生活用具及び住宅改修費種目等一覧

用具の種類		対象者	性能	基準額	者児別	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	者	8年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として学齢児以上の者)		159,200円	児	8年
	特殊マット	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者(原則として3歳以上のもの) ②下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要するものに限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	37,400円	者・児	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要するものに限る。)であって、原則として学齢児以上のもの	排尿を感知し、尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	者・児	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)であって、原則として3歳以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	者・児	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)であって、原則として学齢児以上のもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	者・児	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	者・児	4年
	訓練用いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	60,000円	児	5年
自立生活用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者等であって、かつ、入浴に介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	者・児	8年

用具の種類		対象者	性能	基準額	者児別	耐用年数
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもので、手すりをつけることができるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	18,000円 (手すりを便器につけた場合も含む)	者・児	8年
	歩行補助つえ（一本つえ）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害により歩行が困難な者	障害者が容易に使用し得るもの。	3,150円	者・児	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア．障害者の身体機能の状態を充分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ．転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	155,400円	者・児	8年
	頭部保護帽 ※要意見書	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である知的障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するものであって原則として3歳以上のもの ②精神障害者で失調等により頻繁に転倒する者であって、原則として3歳以上のもの ③平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、頻繁に転倒する者であって原則として3歳以上のもの	ヘルメット型で転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	37,850円	者・児	3年

用具の種類		対象者	性能	基準額	者児別	耐用年数
自立生活支援用具	特殊便器	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上のもの ②上肢障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	者・児	８年
	火災警報機	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。） ②身体障害等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	者・児	８年
	自動消火器	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度であって18歳以上の者 ②視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	者・児	８年
	電磁調理器	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度であって18歳以上の者 ②視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	知的障害者等及び視覚障害者等が容易に使用し得るもの	41,000円	者・児	６年
	盲人用秤	視覚障害2級以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	30,240円	者	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	11,000円	者・児	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもので、日常生活上必要と認められるものに限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）	87,400円	者	10年

用具の種類		対象者	性能	基準額	者見別	耐用年数	
在宅療養等 支援用具等	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者であり、かつ、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うものであって、原則として3歳以上のもの	透析液を加湿し、一定温度に保つもの	51,500円	者・児	5年	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であり、かつ、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000円	者・児	5年	
	電気式たん吸引器			56,400円	者・児	5年	
	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	者・児	5年	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	者	10年	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	9,000円	者・児	5年	
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	者	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であり、かつ、発声・発語に著しい障害を有するものであって、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800円	者・児	5年	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者であって、自らパソコンを使用することにより、社会参加が見込まれるもの	障害者向けパーソナルコンピュータの周辺機器（入力サポート機器）や、アプリケーションソフトで、障害者等が容易に使用し得るもの	100,000円	者・児	5年	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	者	6年	
	点字器	標準型	視覚障害者	ア 32マス18行、両面書真鍮板製（点筆含む）のもの イ 32マス18行、両面書プラスチック製（点筆含む）のもの	ア 10,710円 イ 7,000円	者・児	7年
		携帯用		ア 32マス4行、片面書アルミニウム製（点筆含む）のもの イ 32マス12行、片面書プラスチック製（点筆含む）のもの	ア 8,900円 イ 2,000円		
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者であって、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	74,000円	者・児	5年	

用具の種類		対象者	性能	基準額	者児別	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	85,000円	者・児	6年
		再生専用機		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	48,000円	者・児	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置		視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	99,800円	者・児	6年
	地上デジタル放送対応ラジオ		視覚障害2級以上の18歳以上の者	地上デジタル放送に対応したラジオ	29,000円	者	5年
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になるものであって、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	者・児	8年
	盲人用時計	触読式	視覚障害2級以上の者。ただし、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものに限る。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	者	10年
		音声式			16,000円	者	10年
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有し、かつ、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	71,000円	者・児	5年
聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	88,900円	者・児	6年	

用具の種類		対象者	性能	基準額	者別	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭		喉頭摘出者であって必要性があると認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	72,200円	者・児	5年
	人工鼻		喉頭摘出者であって必要性があると認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	29,700円	者・児	—
	共同利用	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者であって、原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	者・児	—
	点字図書		主に情報の入手を点字によって得ている視覚障害者	点字により作成された図書	各図書の定価	者・児	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	消化器系	ストマを造設した直腸機能障害者	ラテックス製又はプラスチックフィルム製で、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	8,850円	者・児	—
		尿路系	ストマを造設したぼうこう機能障害者	ラテックス製又はプラスチックフィルム製で、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの	11,630円	者・児	—
	紙おむつ等 ※要意見書		3歳以上であって次のいずれかに該当する者 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 ②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	紙おむつ、脱脂綿、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000円	者・児	—

用具の種類		対象者	性能	基準額	者児別	耐用年数
排泄管理支援用具	収尿器	男性用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付きのもの。ラテックス製又はゴム製。 脊髓損傷などにより高度の排尿機能障害（特に失禁など）を有する者	(普通型) 7,930円 (簡易型) 5,870円	者・児	1年
		女性用		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）、又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き（採尿袋20枚1組）のもの（簡易型）		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上のものであって、障害程度等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のものに限る。	障害者の移動等を円滑にする用具で設置にあたり小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	者・児	原則1回
備考	1 対象者の区分（者児別）において、「者」とは、身体障害者福祉法に定める身体障害者、知的障害者福祉法に定める知的障害者のうち、18歳以上であるもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者のうち18歳以上のものをいい、「児」とは、児童福祉法に定める障害児及び精神障害者のうち18歳未満の者をいう。 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。 3 情報・通信支援用具について、周辺機器とはインテリキー（大型キーボード）、ジョイスティック（操作棒）など、アプリケーションソフトとは画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフトなどをいう。					